

建設業者を指名停止

1 事案の概要

有限会社開発工務店が香川県から受注した「ゼロ県債 与田川 河川海岸維持修繕工事（伐木）」の工事現場において、令和8年4月29日、伐採木の枝払い・小切作業を行っていた際、車両系建設機械に掴まれた反動で旋回した幹木が、作業員1名に衝突する事故が発生した。

このことは東かがわ市建設工事指名停止等措置要領別表第9号（工事関係者事故）に該当するので、同要領第1条に基づき、指名停止を行う。

2 指名停止業者・所在地・指名停止期間

業者名	所在地	指名停止期間
有限会社開発工務店 代表取締役 大山 トキ子	東かがわ市水主4670	令和8年6月17日 ～令和8年7月16日 (1か月間)

問い合わせ先

東かがわ市役所 総務課

電話 0879-26-1214

FAX 0879-26-1332